

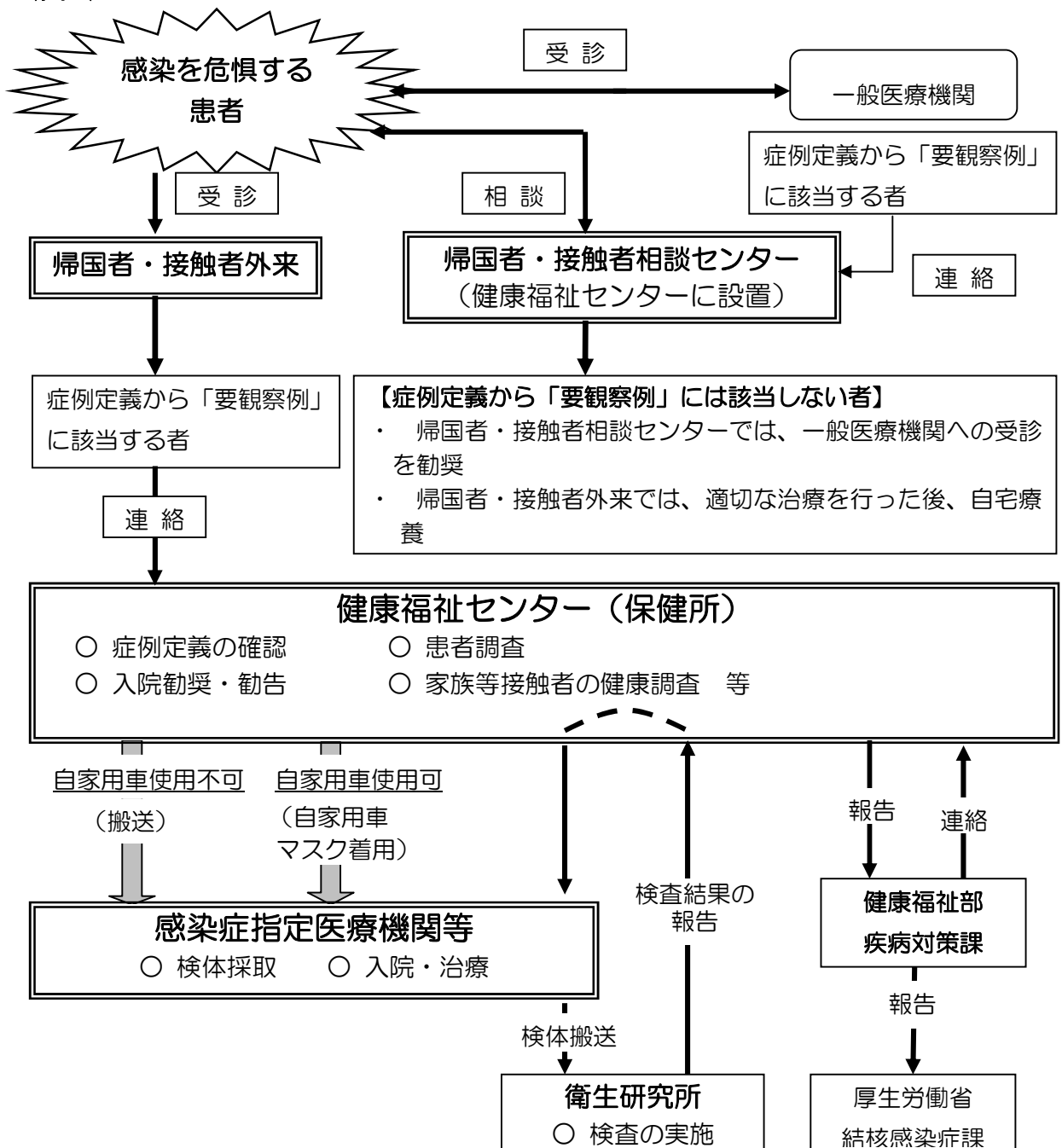
## 第8章 海外発生早期から県内感染期における健康福祉センター (保健所) の対応

### 1 海外発生期から県内発生早期

海外で患者が確認された場合は、県は、直ちに新型インフルエンザ相談窓口及び帰国者・接触者相談センター（県、健康福祉センター（保健所））での相談受付体制を整備する。また、新型インフルエンザ等の感染を危惧する患者に対する外来診療は、帰国者接触者外来で行うこととし、一般医療機関における外来診療は原則行わない。

このような患者への対応は、図1に沿って行うものとする。

(図1)



(1) 健康福祉センター（保健所）の対応

1) 新型インフルエンザ等相談窓口の設置

海外で新型インフルエンザ等患者が確認された時から終息までの間、全ての健康福祉センター（保健所）及び県庁内に新型インフルエンザ等相談窓口を設置し、住民からの相談等に対応する。この際、相談者に対しては、十分かつ正確な情報を提供し、不安の解消に努める。

2) 帰国者・接触者相談センターの設置

海外で新型インフルエンザ等患者が確認された時、全ての健康福祉センター（保健所）及び県庁内に帰国者・接触者相談センターを設置し、発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者からの相談等に対応する。この際、相談者に対しては、十分かつ正確な情報を提供し、不安の解消に努める。

なお、県内感染期に移行した場合は中止となる。

① 一般医療機関との連携

海外で新型インフルエンザ等患者が発生した後は、帰国者・接触者外来が設置されることから、一般医療機関では、新型インフルエンザ等を危惧する患者（帰国者・接触者）の診療は原則行わない。このため、管轄地区の一般医療機関と次の事項を調整する。

（一般医療機関との調整）

ア 診療にあたっての混乱等を避けるため、医療機関の入口等の目に入りやすい場所に、発熱患者への注意事項を掲示するよう指示する。

（例示）

- ○○○（国名）からの帰国者及び接触者で発熱（38℃以上）あるいは呼吸器症状がある患者の診療は行わないこと。
- 健康福祉センター（保健所）へ連絡すること、連絡先の電話番号
- 患者の相談を受けるために、当病院の受付電話番号  
等

イ もし、診療した患者が新型インフルエンザ等の要観察例に該当する場合には、直ちに健康福祉センター（保健所）に連絡すること。

② 一般医療機関から連絡があった場合

「新型インフルエンザ等患者（疑似症患者、要観察例を含む）情報（様式1）」を用い、症例定義に基づいて受診患者が要観察例に該当することを確認できた場合には直ちに次の対応を行う。

（要観察例への対応）

ア 診察の結果、要観察例に該当する場合には、直ちに健康福祉センター（保健所）に連絡するとともに、患者の不安を解消するよう十分な説明を行い、原則、感染症指定医療機関等への入院勧奨を行うよう依頼する。要観察例が入院勧奨に同意した場合には、自家用車での移動の可否の確認も併せて依頼する。

イ 連絡を受けたあと、直ちに感染症指定医療機関等と要観察例の受入について調整し、当該帰国者・接触者外来に調整内容を伝える。

ウ 自家用車による受診が可能な場合には、マスクを着用させたくえで感染症指定医療機関等との調整内容（受診時間、受診の手順、到着時の連絡等）に従って受診するよう説明を依頼する。

自家用車による受診が難しい場合には、「第5章4 県内発生期における患者の搬送及び移送について」の項により健康福祉センター職員が搬送するため要観察例を他の患者との接触のない他の部屋で待機させる。

もし、救急搬送が必要な場合には、救急車による搬送を行う。

エ 要観察例が入院勧奨に従わない場合には、自宅療養となるため、マスクの着用など「咳エチケット」の実施、自宅待機等に当たっての注意事項及び検査の結果患者となった場合には、直ちに入院勧告により入院となる旨の説明を依頼する。

注1：現在、新型インフルエンザ等患者が発生していないことから、新型インフルエンザ等要観察例、疑似症患者、患者の症例定義は国から示されていない。今後、国から示された時は、直ちに関係機関に対し通知する。  
注2：要観察例には該当しないが、判断のため検査が必要な発熱患者については、帰国者・接触者外来もしくは感染症指定医療機関等での検査用検体の採取を勧奨する。患者は検査結果が出るまでの間は、原則、自宅待機とする。

（一般医療機関への対応）

ア 連絡があった医療機関の医師に対しては、要観察例の感染症指定医療機関等への受診に関し直ちに調整を行い、その間、要観察例にはマスクを着用させ、他の患者との接触を最小限とするため、他の患者とは別の部屋等で待機させることなど、必要な指導を行う。

イ 要観察例が感染症指定医療機関等を受診する際の自家用車での移動の可否を確認し、自家用車による受診が可能な場合には、感染症指定医療機関等との調整内容（受診時間、受診の手順、到着時の連絡等）に従って受診するよう指導する。

自家用車による受診が難しい場合には、「第5章4 県内発生期における患者の搬送及び移送について」の項を参照し、原則健康福祉センター職員が要観察例を搬送する。

ウ 検査の結果、要観察例が患者となった場合には、感染症法第15条第1項に基づく接触者調査を行う必要があることから、医療機関に対し、当該施設内での接触者の名簿作成と接触の状況調査を依頼する。

また、接触者については、必要に応じて、後日健康福祉センター（保健所）が連絡するための同意と電話番号等の調査を依頼する。

注：接触者調査の対象者は、PPE（N95 マスク、ゴーグル、使い捨て手袋、ガウン等）を着用せずに診療等に当たった医療スタッフ、要観察例と同時に待合室を共有した者等（詳細は、第9章「疫学調査」の項を参照）

③ 感染を危惧する患者から相談があった場合

「新型インフルエンザ等（要観察例）患者情報（様式1）」を用い、症例定義に基づいて要観察例に該当することを確認し、確認できた場合には直ちに次の対応を行う。

（相談者への対応）

- ア 相談者に対しては、不安の解消に努めるとともに、感染症指定医療機関等への受診を勧奨し、当該医療機関と受診に関し直ちに調整を行い、その間、他の者との接触を避けマスクがあれば着用する等の指示を行う。
- イ 感染症指定医療機関等との調整後、相談者が当該医療機関を受診する際の自家用車での移動の可否を確認し、自家用車による受診が可能な場合には、感染症指定医療機関等との調整内容（受診時間、受診の手順、到着時の連絡等）に従って受診するよう指導する。

自家用車による受診が難しい場合には、原則「第5章 4 県内発生期における患者の搬送及び移送について」の項により健康福祉センター職員が要観察例を搬送する。

注：要観察例には該当しないが、判断のため検査が必要な発熱患者については、帰国者・接触者外来もしくは感染症指定医療機関等での検査用検体の採取を勧奨する。患者は検査結果が出るまでの間は、原則、自宅待機とする。

3) 帰国者・接触者外来との連携

この段階では、「医療体制」の章で示したとおり、人口10万人に1箇所確保している医療機関から、原則、各健康福祉センター（保健所）管内に概ね1カ所程度設置することとなる。（患者の状況により増設する。）

（外来患者受入にあたっての調整）

- ① 医療機関に対しては、帰国者・接触者外来の入口に消毒用アルコールやマスク等を設置し、感染予防対策に万全を期すよう指導する。

さらに、受診に際しての注意事項等についても、判りやすく掲示する要指導する。

- ② 診察の結果、要観察例に該当する場合には、直ちに健康福祉センター（保健所）に連絡するとともに、患者の不安を解消するよう十分な説明を行い、原則、感染症指定医療機関等への入院勧奨を行うよう依頼する。要観察例が入院勧奨に同意した場合には、自家用車での移動の可否の確認

も併せて依頼する。

- ③ 連絡を受けたあと、直ちに感染症指定医療機関等と要観察例の受入について調整し、当該帰国者・接触者外来に調整内容を伝える。
- ④ 自家用車による受診が可能な場合には、マスクを着用させたくて感染症指定医療機関等との調整内容（受診時間、受診の手順、到着時の連絡等）に従って受診するよう説明を依頼する。

自家用車による受診が難しい場合には、「第5章4 県内発生期における患者の搬送及び移送について」の項により健康福祉センター職員が搬送するため要観察例を他の患者との接触のない他の部屋で待機させる。

もし、救急搬送が必要な場合には、救急車による搬送を行う。
- ⑤ 要観察例が入院勧奨に従わない場合には、自宅療養となるため、マスクの着用など「咳エチケット」の実施、自宅待機等に当たっての注意事項及び検査の結果患者となった場合には、直ちに入院勧告により入院となる旨の説明を依頼する。
- ⑥ 入院勧奨に同意しない要観察例についての検査用検体の採取は、受診した帰国者・接触者外来で行うが、検体採取を行う際には、十分な个人防护（PPE（N95 マスク、ゴーグル、使い捨て手袋、ガウン等）の着用）を行った上で「第5章3 発生期における医療体制の維持・確保について（1）2）検査体制」の項に従い、検査用検体の採取、「新型インフルエンザ等要観察例検査票（様式5）」への必要事項の記入及び検体容器と検査票への番号の記入を依頼する。

注：入院勧奨に同意した患者からの検査用検体の採取は、健康福祉センター（保健所）と協議のうえ、受診した帰国者・接触者外来、または感染症指定医療機関等のいずれかで行う。

#### 4) 感染症指定医療機関等との連携

この段階では、新型インフルエンザ等の要観察例の入院に関しては、原則、感染症指定医療機関等が担当する。このため、健康福祉センター（保健所）が要観察例に該当することを確認した場合には、当該医療機関への入院を勧奨することとなる。

健康福祉センター（保健所）は、要観察例の受診にあたって、感染症指定医療機関等と次のことについて依頼・調整する。

（入院患者受け入れにあたっての調整）

- ① 健康福祉センター（保健所）は、直ちに管轄内あるいは近隣の感染症指定医療機関等に連絡し、要観察例の受診に関して次の事項の調整を行う。
  - ・ 要観察例の受診時間
  - ・ 受診時の受付方法
  - ・ 受診場所と入り口

- ・要観察例の到着時の連絡方法
- ・その他、受診時の注意事項 等

- ② 医師が診察した結果、要観察例にあたりと確認した時は、第5章-3-2「検査体制」に従って検査用検体の採取、「新型インフルエンザ等要観察例検査票（様式5）」への必要事項の記入及び検体容器と検査票への同じ番号の記入を依頼する。
- ③ 要観察例に対しては、検査結果が出るまでは入院勧奨の対象となることから、患者の不安を解消するよう十分な説明を行い、当該医療機関への入院を勧奨する。
- ④ 要観察例が、入院勧奨に従わない場合には、自宅療養となるため、マスクの着用など「咳エチケット」の実施、自宅待機等にあたっての注意事項及び検査の結果患者となった場合には、直ちに入院勧告により入院となる旨の説明を依頼する。
- ⑤ 衛生研究所の検査結果から、要観察例が患者となった時には、医療機関に対し、直ちに感染症法第12条に基づく発生届を健康福祉センター（保健所）に提出するよう求める。
- ⑥ 診察の結果、要観察例に該当しない者には、適切な治療を行ったうえで帰宅させるが、症状の改善が認められない場合や悪化した時の再来院についての指導を依頼する。
- ⑦ 要観察例が、衛生研究所の検査の結果陰性となった場合で、入院治療が必要でない患者については、適切な治療を行った上で退院させるが、退院後症状の改善が見られない場合の再来院も踏まえて対応する。  
なお、入院治療が必要な患者については、一般病床に移して治療するよう依頼する。
- ⑧ 入院勧奨に従わず自宅療養中の要観察例が、検査の結果、患者となった時は直ちに入院勧告を行うことから、感染症指定医療機関等と入院患者受入の調整を行う。
- ⑨ 患者の転帰について、逐次報告するよう感染症指定医療機関等に依頼すること。
- ⑩ 患者が、入院治療により退院要件に該当するに至った時は、健康福祉センター（保健所）に報告するよう感染症指定医療機関等に依頼すること。

注：退院要件については、今のところ国から示されていない。今後、示された時には、直ちに通知する。

- ⑪ 抗インフルエンザウイルス薬が不足した時には、直ちに健康福祉センター（保健所）又は新型インフルエンザ等対策本部に連絡し、供給を受けること。
- ⑫ 抗インフルエンザウイルス薬の投与については、第6章-4-(3)に

より対応すること。

5) 健康福祉センター（保健所）の対応にあたっての留意点

- ① 健康福祉センター（保健所）職員は、要観察例の行動調査及び検査用検体の搬送を行うため、直ちに感染症指定医療機関等へ向かう。

この際、次のものを持参する。

- ・ 個人防御用資材（N95 マスク等、ゴーグル、使い捨て手袋、ガウン、消毒用アルコール等）
- ・ 検体採取用・搬送用容器（採取容器については衛生研究所から配布）
- ・ 各種調査票

新型インフルエンザ等患者（疑似症患者、要観察例を含む。）情報（様式 1）

新型インフルエンザ等患者（疑似症患者を含む）発生届（仮）（様式 2）

新型インフルエンザ等症例基本情報・臨床情報調査票（様式 3）

新型インフルエンザ等患者（疑似症患者、要観察例を含む。）行動調査票（様式 4）

新型インフルエンザ等要観察例検査票（様式 5）

新型インフルエンザ等（患者（疑似症患者、要観察例を含む。）接触者リスト（様式 7）

- ② 感染症指定医療機関等において、必要事項が記入された「新型インフルエンザ等要観察例検査票（様式 5）」と検査用検体を受け取り、さらに、両者に同じ番号が記入されていることを確認後、検査用検体等を受理した職員は、衛生研究所、疾病対策課に連絡し、第 5 章-3-2)「検査体制」の項に従って搬入する。

- ③ 要観察例が患者となった場合には、直ちに感染症法第 15 条第 1 項に基づく対応を行う必要があるため、医師の協力を得ながら、第 11 章「疫学調査」の項を参照し、要観察例から聞き取り調査を行う。

注 1：要観察例に対する「疫学調査」の実施場所は、入院勧奨に同意した要観察例については入院医療機関、入院勧奨に同意しない患者に対しては帰国者・接触者外来又は要観察例の自宅等において行う。

注 2：健康福祉センター（保健所）職員が、患者等への調査を行う場合には、出来るだけ対面調査を避ける。対面調査を行う必要がある場合には、PPE（N95 マスク、ゴーグル、使い捨て手袋、ガウン）を着用し、感染防御を行ったうえで実施する。

注 3：調査に使用した PPE は、脱衣後ビニール袋等に入れ、密封した後、感染性廃棄物として適切に処理する。

ゴーグルは、消毒し再利用する。

さらに、手指を洗淨し消毒を行う。

- ④ 要観察例に対し、医師と連携して入院勧奨を行う。さらに、検査結果から患者となった場合には、感染症法第 19 条第 1 項に基づき入院勧告となることを説明する。
- ⑤ 検査の結果、患者となった場合には、直ちに入院勧告により入院の措置を行う旨の説明をする。
- ⑥ 要観察例等の検査結果については、必要に応じて接触者へも連絡する。
- ⑦ 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与については、第 6 章-4-(3)-2) に留意し対応する。

#### 6) 疾病対策課との連携

要観察例を確認した場合には、早期に健康福祉部として対応を図る必要があることから、当該症例を確認した健康福祉センター（保健所）は、適宜・迅速に疾病対策課に報告を行う。

#### 7) 消防本部・消防局との連携

- ① 要観察例の症状等により救急搬送が必要な場合には救急車の搬送を依頼する。
- ② 消防本部・消防局は、必要に応じて要観察例の救急搬送等を行う場合が想定されることから、PPE（N95 マスク等、ゴーグル、使い捨て手袋、ガウン等）の着脱研修等に関し、管内の健康福祉センター（保健所）と連携を図っておく。

#### 8) 健康福祉センター（保健所）における通常業務・集会等の取扱い

新型インフルエンザ等が発生した場合には、健康危機管理体制として職員の多くが対応にあたることとなる。各健康福祉センター（保健所）では、管轄地区で新型インフルエンザ等患者が発生した場合に備え、次のことを検討しておく。

- ① 患者発生状況に応じ、対応にあたる職員。
- ② 日常業務として続ける必要があるものと、一時的に中止するもの。
- ③ 健康福祉センター（保健所）において行っている集会（会議、研修会等）の自粛。
- ④ その他、新型インフルエンザ等発生時に必要な対応。

#### (2) 健康福祉部の対応

健康福祉センター（保健所）等から、新型インフルエンザ等患者（疑似症患者、要観察例含む）の報告を受けた時は、直ちに健康福祉部長に報告するとともに、直ちに千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく危機管理体制に移行し、以後、この体制にもと情報の一元管理及び指揮命令系統の等の一元化を図る。



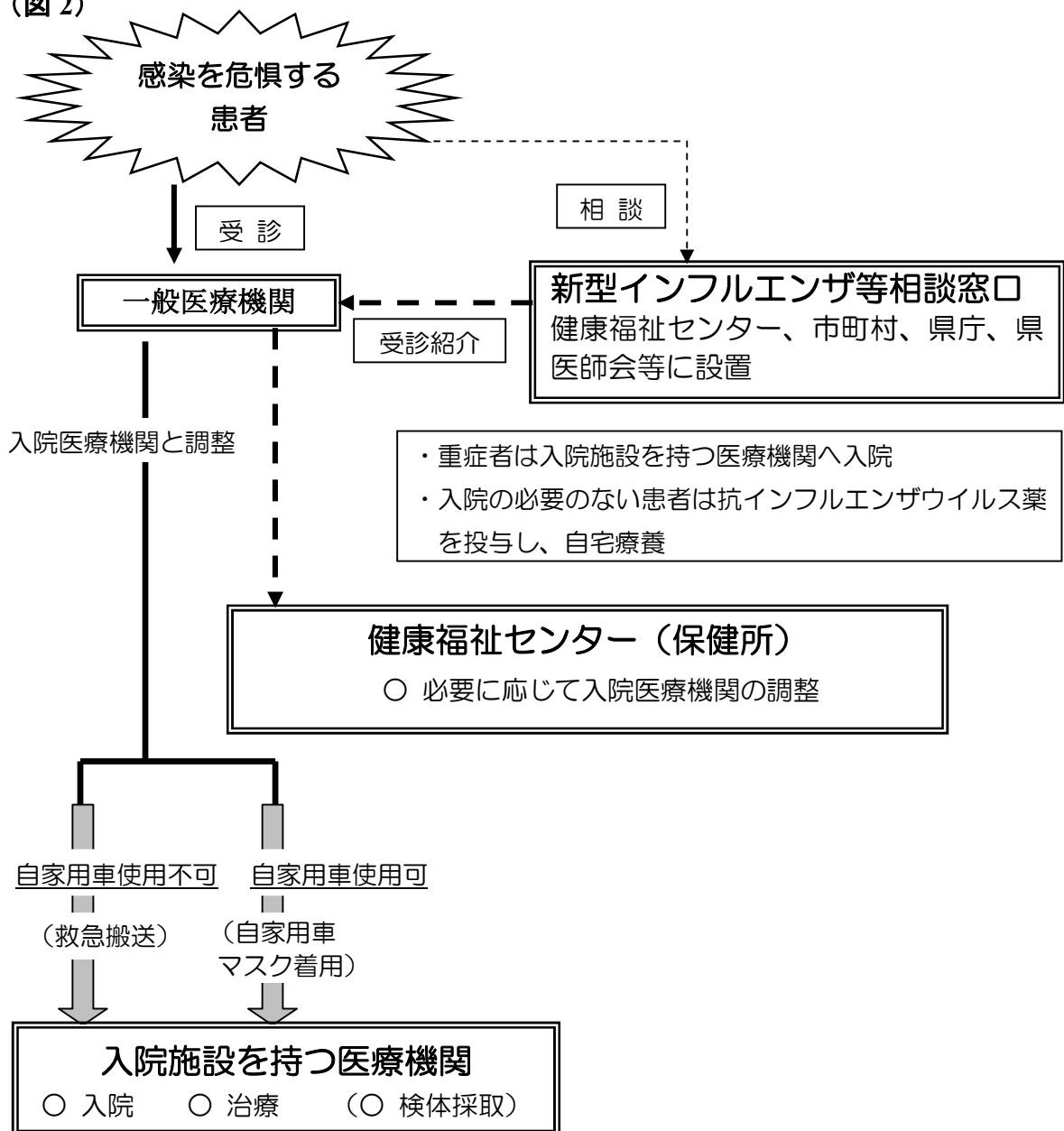
## 2 県内感染期

疫学調査により患者の感染経路が追跡できなくなり、入院勧告による感染拡大防止及び抑制効果が得られなくなった場合、又は感染症指定医療機関等が満床となった場合には、国と協議した上で感染症法第19条に基づく新型インフルエンザ等患者の入院勧告措置を解除することとなる。

この段階では、全ての医療機関で、患者が受診するため、原則、全ての入院施設を保有する医療機関で入院治療が必要な患者の入院診療を担うこととなる。

対応は、図2に沿って行うものとする。

(図2)



(1) 健康福祉部の対応

県は、健康福祉センター（保健所）等からの新型インフルエンザ等患者（要観察例を含む。）発生報告数、入院者数等により、感染症法第 19 条に基づき入院勧告措置の継続が難しいと判断される場合には、国との協議を行い、新型インフルエンザ等対策本部は入院勧告措置を解除する。

(2) 健康福祉センター（保健所）の対応

1) 入院患者を受け入れる医療機関との連携

入院勧告措置が解除されることから、原則、全ての医療機関で入院治療が必要な患者を受け入れることとなるため、健康福祉センター（保健所）は、管内の医療機関と連携し次の対応を行う。

(入院患者受け入れにあたっての調整)

- ① 管内の入院病床を保有する医療機関に対し、入院勧告措置の解除を受け、原則、いずれの医療機関にも入院患者が受診することから、院内の感染防止対策を講ずるよう指導する。
- ② 新たに入院患者を受け入れる旨の報告があった医療機関で抗インフルエンザウイルス薬の用意がない場合には、直ちに健康福祉センター（保健所）あるいは新型インフルエンザ等対策本部に連絡し、タミフルの供給を受けるよう指導する。
- ③ 入院中の患者で、自宅療養が可能な患者については、十分な説明を行ったうえで、自宅療養とするよう指導する。
- ④ 緊急以外の手術等は控えること、通院中の患者については緊急以外の受診を控えるよう指導する。

2) 入院患者の受け入れを行わない医療機関との連携

透析病院、がんセンター、産科病院等については、新型インフルエンザ等の患者の外来・入院診療は行わないが、各病院で治療を受けている患者が新型インフルエンザ等に感染した場合は各病院における治療が必要となることから、感染拡大防止策を講じた上で治療が可能となるよう、体制整備について管内の当該医療機関を指導する。

3) 健康福祉センター（保健所）の対応にあたっての留意点

- ① 積極的疫学調査は終了となるため、接触者調査及び感染源調査は終了し、以後はパンデミック時新型インフルエンザ等様疾患サーベイランスによる報告を行うよう、医療機関に周知する。
- ② 衛生研究所における行政検査は原則行わないことから、医療機関に周知する。